

令和6年12月12日

日本弁護士連合会事務次長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長
最高裁判所事務総局行政局第一課長
最高裁判所事務総局家庭局第一課長
最高裁判所事務総局総務局第一課長
最高裁判所事務総局経理局総務課長
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官

家庭裁判所及び簡易裁判所における郵便料金等の保管金
納付について

e 事件管理システムが、令和7年1月6日から、全国の高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に導入されます。これに伴い、同日から、別添のとおり、全国の家庭裁判所及び簡易裁判所においても郵便料金等を保管金で納付できるようになりますので、お知らせします。

なお、保管金の電子納付においては、これまで、歳入歳出外現金出納官吏印を押印した保管金受領証書を発行しておりましたが、同日から、同証書を発行しないこととしますので、併せてお知らせします。

裁判所における電子納付の全面的な利用開始について

2024.12 最高裁事務総局

家裁、簡裁を含むすべての裁判所で電子納付の利用が可能になります！

- 令和7年1月6日から全国の裁判所にe事件管理システムが導入されることに伴い、同日以降、家裁や簡裁を含む全国の裁判所で郵便料金・鑑定料等を保管金として電子納付できるようになります（※）。
 - ※準備が整った庁から順次利用が開始されます（利用の可否は、各裁判所にお問い合わせください）。
 - ※執行事件・破産事件など、一部対象とはならない事件があります。
 - ※電子納付においては、これまで歳入歳出外現金出納官吏印を押印した保管金受領証書を発行していましたが、同日以降、同証書を発行しないこととします。
- 今回の導入に伴い、裁判所を利用される方に特段の作業や負担をおかけするものではありません。
- 保管金の納付には、便利な電子納付（※）を是非御利用ください。
 - ※電子納付の概要については別添の資料を御参照ください。

電 子 納 付

はじめてみませんか？

★電子納付ってなに？

- ▶ 電子納付とは、保管金（郵便料金等）をインターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を用いて納付することです。



★電子納付って便利なの？

▶利用時間

✓原則として24時間365日、いつでもどこでも納付ができます。

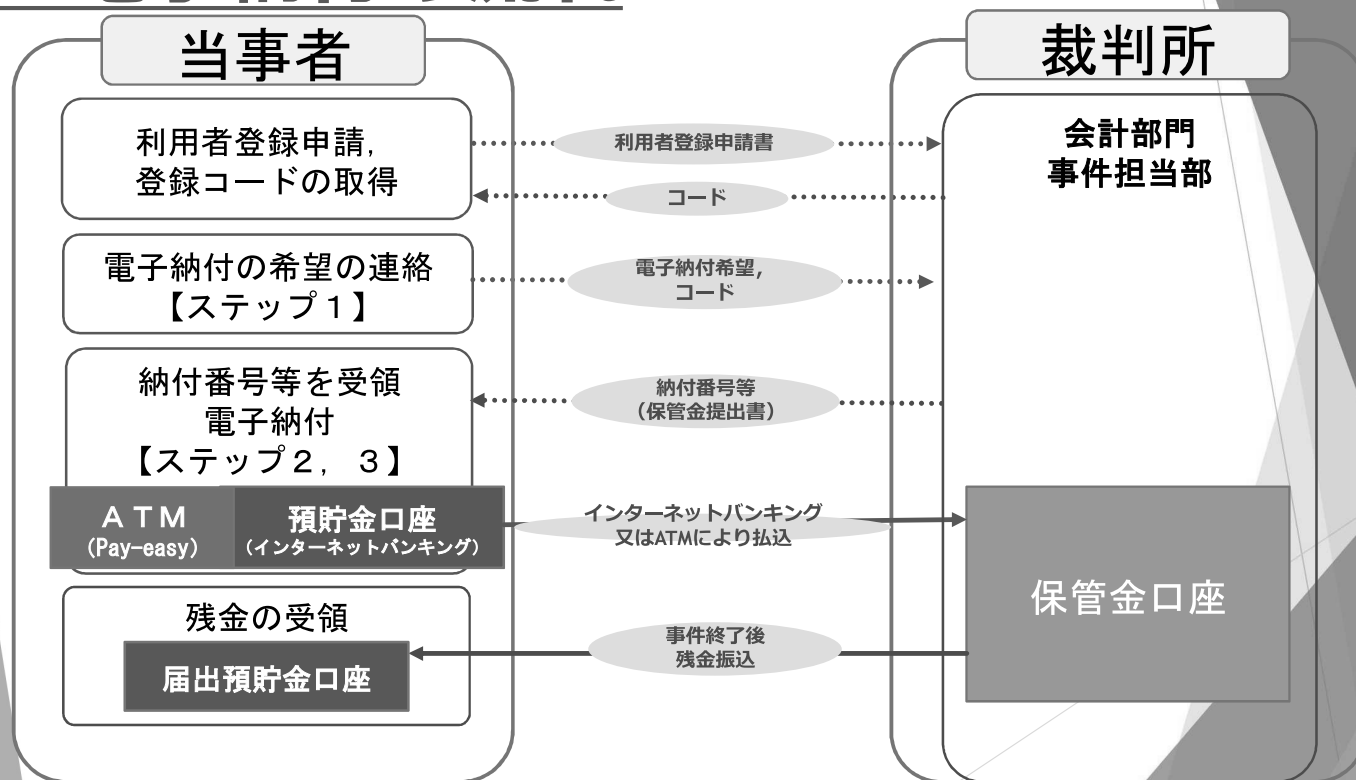
- ・ 平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に納付された場合には、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。
- ・ 保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する場合には、ご注意ください。
- ・ 電子納付に対応していない保管金もありますので、必ず担当者に確認してください。

★電子納付って便利なの？

▶郵便料

- ✓電子納付により納める場合は，郵便切手の持参・予納は不要です。
- ✓残金は指定の預貯金口座に振り込まれます。
(振込手数料なし，還付手続不要)

★電子納付の流れ



★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

▶まずは利用者登録を申請してください。

- ✓ 裁判所の会計窓口に「利用者登録申請書」を提出するだけです（電子メール、FAXによる登録手続も可能）。
- ✓ 「利用者登録申請書」は裁判所のウェブサイトから入手することができます。
- ✓ [保管金の電子納付について | 裁判所 \(courts.go.jp\)](#)
- ✓ 「利用者登録申請書」には、納付される方の氏名、住所、還付金の受取口座等を記入していただきます。

裁判所
歳入歳出外現金出納官支 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。
この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該
保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日
住 所
氏 名

提出者情報	
氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

還付先情報	
金 融 機 関 名	銀行・金融・郵政 等
預 金 種 別	普通・当座・別当・通知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
口 座 名 義 住 所	
F A X 番 号	

※事前に利用者登録をしない保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通に利用でき、利用者登録コードを申請
時に記載しない場合は執行官等において口座で受け取ることで電子納付に対応した保管金提出書の交付を
受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、保管形態等に確認してくだ
さい。
この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をする上、当該保管金について還付事由が発生した
場合に還付先情報欄の口座に誤った振り込みが行われる恐れがあります。ただし、保管金を還付できない金融機
関がありますので、ご注意ください。
FAX番号・種別は、裁判所からのアクセス環境を考慮しない場合には、空欄でも構いません。
提出者情報に誤りがない場合は、提出時に定額を申請していただく。また、還付先情報については変更し
ていただきます。登録の特例及び新たな登録の手続を行ってください。
登録後、保管金の提出や振替しの年開行されない場合は、利用者登録コードが特例されます。

★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

- ▶申請すると「利用者登録コード」が付与されます。
- ▶一度利用者登録をすれば、全国の裁判所で利用可能です。

→ **とりあえず、登録だけでもしてみませんか？**

裁判所
歳入歳出外現金出納官支 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。
この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該
保管金について選付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日
住 所
氏 名

提出者情報	
氏名(カナ)	
氏名	
住所	
電話番号	

選付先情報	
金融機関名	銀行・金庫・郵政 等
預金種別	普通・当座・別当・通知
口座番号	
口座名義(カナ)	
口座名義	
口座名義住所	
FAX番号	

※この申請書は、裁判所からダウンロードして印刷し、記入して提出してください。提出後、保管金の提出や払戻しの年開行おこないの場合は、利用者登録コードが提供されます。

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ1 (電子納付の希望を伝える)

▶ 裁判所（受付／担当書記官）に次の事項をお伝えください。


- ① 電子納付を希望する旨
- ② 「利用者登録コード」

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ2 (納付番号等を受け取る)

- ▶ 裁判所から電子納付に対応した「保管金提出書」(又は、納付番号等(①②③))を受け取ってください。

保管金提出書には、①収納機関番号、②納付番号、③確認番号が記載されています。電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

	以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。			登録コード	
	収納機関番号	納付番号	確認番号		

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ3 (電子納付をする)



- ▶ インターネットバンキングやPay-easy (ペイジー) 対応のATM等を利用して電子納付してください。

- 原則として手数料は必要ありません。
- ATMで休日・夜間に納付する場合、金融機関によっては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。詳しくはご利用される金融機関にご確認ください。
- 一部のネット専用銀行では利用できない場合があります。
- 裁判所が作成する保管金受領証書は発行されません。

- ★ 追納する場合も、ステップ1, 2と同様の方法により電子納付することができます。

★電子納付ってどうやってするの？ (事件終了後の手続)

- ▶ 事件終了後，残金は利用者登録申請書で届け出た預貯金口座に自動的に振り込まれます。
- ▶ 還付の手続は一切不要です。
- ▶ 振込手数料もかかりません。

電 子 納 付

明日からはじめましょう！